

障害者減免など

● 自動車取得税・自動車税（主なもの）

■ 障害者のために使用する自家用自動車

| 対象自動車 | 減免額 | |
|--|--|-------------------------------|
| | 自動車取得税 | 自動車税 |
| 一定の級以上の身体障害者、戦傷病者、知的障害者もしくは精神障害者（以下「障害者」といいます。）が所有する自動車または障害者と生計を一にする者が所有する自動車、次のいずれかに該当するもの ア 障害者自らが運転するもの イ 障害者と生計を一にする者がもつぱら障害者のために運転するもの | 全 額 課税標準額で300万円（税額で9万円（税率が3%の場合））を限度とします。 | 全 額 年税額で45,400円を限度とします。 |
| 身体障害者、戦傷病者、知的障害者もしくは精神障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する自動車、その障害者を常時介護する者がもつぱら障害者のために運転するもの | | |
| 障害福祉施設に入所している障害者の保護者等が所有する自動車、入所者の一時帰宅のために使用するもの | | 税額の1/2 年税額で22,700円を限度とします。 |

■ 福祉的構造を有する自動車（営業用やリース車を含む）

| 対象自動車 | 減免額 | |
|--|-------------------------|------|
| | 自動車取得税 | 自動車税 |
| 構造上身体障害者、戦傷病者、知的障害者もしくは精神障害者（以下「身体障害者等」といいます。）の利用にもつぱら使用すると認められる自動車（自動車検査証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」または「入浴車」と記載されている自動車（8ナンバーのもの）など） | 全 額 | 全 額 |
| 構造上身体障害者等の利用に使用すると認められる自動車で、身体障害者等以外の利用にもあわせて使用するもの（車いすを乗せることができる自動車、上記以外の自動車（8ナンバー以外のもの）など） | 一部減免 構造変更に要した金額 × 税率 | |
| もつぱら身体障害者または戦傷病者が運転するために構造変更が行われた営業用の自動車（タクシーなど） | | |

■ 申請

減免申請書に必要な書類を添えて、次の期限までに最寄りの県税事務所または自動車税管理事務所（56ページ参照）へ提出してください。

- ・自動車取得税…登録の日から1月を経過する日
(登録時に要件を満たしている必要があります。)
- ・自動車税……………納期限（新規登録された自動車については、登録の日から1月を経過する日）

※ なお、障害者のために使用する自家用自動車の自動車税の減免については、申請期限を過ぎても申請書を提出することができますが、この場合の減免額は、申請月の翌月以後の月数に応じ、月割りで計算した額となります。

令和元年10月1日から導入される自動車税環境性能割についても、同様の制度があります。

令和元年10月1日から、自動車税は、「自動車税種別割」に名称が変わります。

● 個人県民税

- 個人県民税の所得控除額（障害者控除）
本人・配偶者・扶養親族（1人につき）…26万円
〔 特別障害者の場合…30万円
 同一生計配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合…53万円 〕

● 法人県民税均等割

- 減免要件…公益法人やNPO法人等で、法人県民税均等割のみを課される法人（収益事業を営まない法人）である場合
- 減免額…全額（年額 20,000 円）
- 申請…減免申請書に必要な書類を添えて、納期限（4月30日）までに、所管の県税事務所（56ページ参照）へ提出してください。

● 個人事業税

- 減免要件…事業を行う方が身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の級別が1級から4級までに該当する場合
- 減免額…5,000円（税額が5,000円以下の場合は全額が減免されます。）
- 申請…減免申請書に必要な書類を添えて、納期限までに、所管の県税事務所（56ページ参照）へ提出してください。